

平成30年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録

1 日 時 平成30年5月15日(火) 午前10時00分～午前11時10分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆(北海学園大学経営学部教授)

副部会長 田村 愛美(税理士スクエア会計事務所税理士)

特別委員 齋藤 健一郎(小樽商科大学准教授)

特別委員 紺野 裕乃((一社)北海道開発技術センター 首席研究員)

特別委員 山岡 俊勝(元 岩見沢市建設部長)

特別委員 安達 栄次郎(小樽建設協会専務理事・事務局長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長

山出 均

石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長

堀 剛一

石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任

齋藤 尚子

空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任

木村 雅暢

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課 主幹

今井 雄二

経済部地域経済局中小企業課 主任

小林 和哉

4 傍聴者 なし

5 審議事項

(1) 「DCM ホーマック元江別店・コープさっぽろえべつ店」(江別市)の法第6条第2項(変更)の届出について

(2) 「江別市野幌住吉町商業施設」(江別市)の法第5条第1項(新設)の届出について

(3) 「ホーマックニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店」(南幌町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

(1) 事務局から、「DCM ホーマック元江別店・コープさっぽろえべつ店」(江別市)に関する届出について、届出の概要説明を行った。

質疑、発言

・委員からの質疑、発言なし

(部会長) 意見等がなければ、「DCM ホーマック元江別店・コープさっぽろえべつ店」の変更の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添のとおり答申することに決定する。

- (2) 事務局から「江別市野幌住吉町商業施設」(江別市)に関する届出について、届出の概要説明及び4月18日に行った事前説明内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認内容

- ・届出書P5「周辺見取図」届出施設右側のL字型の建物は何か。

(回答) L字型の建物は、保育園です。

保育園の入口(北側)には店舗駐車場の出入口がなく通園に影響がないと考えられる。通園は保護者同伴のため園児が一人で通行する事はなく、保育園から意見等は特に出していない。

午後に午睡時間があるため、施工にあたっては騒音等に充分配慮する。

- ・店舗周辺道路は通学路になっているか。

(回答) 届出書P16(周辺経路図)に記載されている「道央自動車道」が学区の境目となっており、店舗周辺道路は、通学路に指定されていません。

- ・届出書P62「関係行政機関との協議状況」について、北海道中央バス江別営業所との協議内で「10m程度南西側に移動することは可能である」と記載されているが、実際バス停はどうする予定か。

(回答) 駐車場法の技術基準「バス停表示柱より10m範囲内に出入口を設けてはならない」は、搬出入車両出入口には該当しないため、移動させる必要はない。

商品搬入車両は最大でも1時間あたり1台であり、交通量も少ないためバス停は移動せず、このままの位置で運営する予定。

イ 質疑、発言

(委員A) 新設予定地は、「第一種低層住居専用地域」となっているが、用途地域の変更をせずに建設しても問題ないのか。手続き等を行っているのか。

(事務局) 用途制限は、建築基準法の「用途過半」が適用となり敷地の過半を占める地域の規制が採用されるため、用途変更の手続きは行わなくて良い。

また、石狩振興局連絡調整会議において、振興局各課と協議を行ったが、特に意見等は出していない。

(部会長) 了解した。他に発言はないか。

(全員) なし

(部会長) 意見等がなければ、「江別市野幌住吉町商業施設」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

(全員) 異議なし

(部会長) 別添「江別市野幌住吉町商業施設」のとおり答申することに決定する。

- (3) 事務局から「ホームックニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店」(南幌町)に関する届出について、届出の概要説明及び4月18日に行った事前説明内容の再確認を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事前説明における確認内容

- ・P27とP32の「交通量結果」の整合性がとれていないとの指摘があった。

(回答) 確認した結果、P27の図面が間違っていることがわかり差し替えることとする。

しかしながら、もともと交通量が少ないので、混雑度は0.01程度の誤差が生じた程度であり、審議には何ら影響はない結果である。

イ 質疑、発言

(委員 A) 夜間の等価騒音レベルについて、P45のa1`について各機器を合成して結果を評価しているが、騒音は実際に測定しないと分からないのではないかと？

(事務局) P50からP56に設置される機器のメーカー側が提示している騒音レベルをもとに計算しているため、各機種同じ数値となっている。

これらは、建物を建てる前に届出を行っているため、予測を用いて数値を評価しており、評価方法に問題はない。

(委員 B) 街並みづくり等への配慮等として講じた事項について、明るさを10ルクスとしているが、要領に沿った記述なので問題はないが、実際南幌町において、夜間10ルクスは明るく感じるのではないかと。

(事務局) 周辺には、原野が広がっており周辺状況を考慮すると明るいかも知れないが、それはそれとして、ここで問題視することではない。

(部会長) 了解した。他に発言はないか。

(全 員) なし

(部会長) 意見等がなければ、「ホームックニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添「ホームックニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店」のとおり答申することに決定する。

- (4) 事務局から、次回開催日程を協議した結果、平成30年7月27日(金)10時00分からとした。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり。